

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 104

アフリカにおけるエンフォースメントによる救済：エジプト、 ナイジェリア、ケニア、タンザニア、南アフリカ、モロッコ

目次

はじめに	2
エジプト	2
1. 関係機関.....	2
2. 水際対策 ―― 税関.....	3
3. 市場の強制捜査	4
4. 司法的手段	4
5. その他の手段.....	4
ナイジェリア	5
1. 関係機関.....	5
2. 水際対策 ―― 税関.....	5
3. 市場の強制捜査	6
4. 司法的手段	7
5. その他の手段.....	7
ケニア	8
1. 関係機関.....	8
2. 水際対策 ―― 税関.....	8
3. 市場の強制捜査	10
4. 司法的手段	11
5. その他の手段.....	12
タンザニア	12
1. 関係機関.....	12
2. 水際対策 ―― 税関.....	12
3. 市場の強制捜査	13

4. その他の手段.....	14
南アフリカ	14
1. 関係機関.....	14
2. 水際対策 ―― 税関.....	15
3. 市場の強制捜査	16
4. 司法的手段	17
5. その他の措置.....	17
モロッコ	17
1. 関係機関.....	17
2. 水際対策 ―― 税関.....	17
3. 市場の強制捜査	18
4. 司法的措置	19
5. その他の措置.....	19

はじめに

アフリカ全域に広がる模倣品問題や著作権侵害との闘いにおいて、知的財産権のエンフォースメントは非常に重要な要素である。エジプト、ナイジェリア、ケニア、タンザニア、南アフリカ、モロッコといった国々の権利者はさまざまな課題に直面しており、堅固なエンフォースメント機構を必要としている。今回のスペシャル・ニュースレターは、これらの法域でのエンフォースメントによって得られる救済の概要を示すものであり、エンフォースメントを担当する機関、関連法規、水際対策措置、市場の強制捜査、司法手続その他の主要な側面を紹介している。

エジプト

1. 関係機関

エジプトにおける知的財産エンフォースメントにはさまざまな機関が関与しており、エジプト消費者保護局 (Egyptian Consumer Protection Agency ; ECPA)、輸出入管理公団 (General Organization for Export and Import Control ; GOEIC)、関税局 (Customs Authority)、行政管理局 (Administrative Control Authority ; ACA)、供給省 (Ministry of Supply) といった機関がエンフォースメントに携わっている。

2. 水際対策 ― 税関

輸出入管理公団（General Organization for Export and Import Control ; GOEIC）

- ・ ウェブサイト：<https://www.goeic.gov.eg/en>
- ・ 関連法規：輸出入に関する 1975 年法律第 118 号（No. 118 of 1975 concerning Import and Export）¹、2002 年法律第 82 号（Law No. 82 of 2002）²
- ・ 保護対象となる権利：商標、特許、実用新案、意匠、著作権
- ・ 独自の商標登録制度：
 - 通関時の商品の確認を円滑に行うため、輸入者は、自らの商標を GOEIC に登録する義務を負う。
 - エジプトの商標登録期間＝10 年（何度でも更新が可能）
 - GOEIC への登録の有効期間：1 年（輸入者は毎年更新することが可能）
- ・ 職権によるエンフォースメント：なし。
- ・ 制裁：直接制裁が科されることはないが、輸入品の通関が拒否されることがある。

関税局（Customs Authority）

- ・ ウェブサイト：<https://www.customs.gov.eg/>
- ・ 関連法規：関税法（2020 年法律第 207 号）（Customs Law No. 207 of 2020）³、2002 年法律第 82 号（Law No. 82 of 2002）⁴
- ・ 保護対象となる権利：商標、特許、意匠、著作権、営業秘密
- ・ 独自の商標登録制度：なし。ただし関税局は GOEIC の記録にアクセスすることができる。
- ・ 職権によるエンフォースメント：なし。
- ・ 通知方法：商標が GOEIC に登録されているか否かに関わらず、関税局が模倣品の疑いのある商品を発見した場合、模倣に関係する商標の権利者に通知し、製品の真贋の確認を依頼するのが普通である。権利者が真贋を確認するために 7～10 日の猶予が与えられる。
- ・ 制裁：
 - 罰金：違法な商標模倣行為に対しては、知的財産権法（Intellectual Property Rights (IPR) Law）の第 113 条に基づき、5,000～20,000 エジプト・ポンド（米ドル換算で 99～396 ドル；日本円換算で 14,717～58,871 円）の罰金が科される。商標法（1999 年法律第 17 号、第 111 条）は、登録商標の模倣について 5,000～50,000 エジプト・ポンド（米ドル換算で 99～990 ドル；日本円換算で 14,717～147,178 円）の罰金を定めている。

¹ <https://www.goeic.gov.eg/upload/online/2017/10/documents/files/en/386.pdf>

² <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22066>

³ <https://www.trade.gov/country-commercial-guides/egypt-customs-regulations>

⁴ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22066>

- 禁錮：知的財産権法は、商標権侵害に対して科される禁錮刑を定めている。累犯の場合は禁錮刑が強制される。商標法は、登録商標の模倣に対しては 1 か月以上 2 年以下の禁錮刑を科す旨を定めている。
- 模倣品の廃棄：知的財産権法の第 117 条は、模倣品の廃棄を指示する命令を発行する権限を裁判所に与えている。模倣品の本体だけでなく、その包装や侵害に使用された設備も廃棄の対象となる。

3. 市場の強制捜査

警察

- ・ ウェブサイト：提供されていない。
- ・ 関連法規：2002 年法律第 82 号（Law No. 82 of 2002）⁵、刑法（1937 年法律第 58 号）（Penal Code (Law No. 58 of 1937)）⁶
- ・ 保護対象となる権利：商標、特許、実用新案、意匠、著作権
- ・ 職権によるエンフォースメント：権限外と思われる。
- ・ 制裁：関税局と同じ。

4. 司法的手段

- ・ 主な管轄裁判所：経済裁判所（Economic Court）
- ・ ウェブサイト：なし。ただし以下のサイトに情報あり：
<https://sis.gov.eg/Story/83644/Economic-Courts?lang=en-us>
- ・ 関連法規：2002 年法律第 82 号（Law No. 82 of 2002）、刑法（1937 年法律第 58 号）（Penal Code (Law No. 58 of 1937)）
- ・ 保護対象となる権利：商標、特許、実用新案、意匠、著作権
- ・ 職権によるエンフォースメント：なし。
- ・ 制裁：関税局と同じ。

5. その他の手段

エジプト消費者保護庁（Egyptian Consumer Protection Agency ; ECPA）

- ・ ウェブサイト：<https://cpa.gov.eg/en-us/>
- ・ 国際機関と協力して模倣品の危険性に関する消費者向けの啓発活動を行う。

⁵ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22066>

⁶

https://sherloc.unodc.org/cld/uploads/res/document/criminal_code_of_egypt_english_html/Egypt_Criminal_Code_English.pdf

行政管理局（Administrative Control Authority ; ACA）

- ・ ウェブサイト：<https://aca.gov.eg/index.aspx?LangID=6>
- ・ 国家汚職防止委員会（National Anti-Corruption Committee）を統括しており、模倣品取締に関わる法および政策の実施に当たって各方面の官公庁および当局の取組を調整する。

供給省（Ministry of Supply）

- ・ ウェブサイト：<https://www.msit.gov.eg/>
- ・ 模倣品に係る刑事手続きを処理し、市場での強制捜査と模倣品の押収を行う。

ナイジェリア

1. 関係機関

ナイジェリアにおける知的財産エンフォースメントには多数の機関が関与しており、ナイジェリア標準化機構（Standards Organization of Nigeria ; SON）、ナイジェリア税関（Nigerian Customs Service ; NCS）、国家食品医薬品管理局（National Agency for Food and Drug Administration and Control ; NAFDAC）、ナイジェリア警察部隊（Nigerian Police Force ; NPF）、ナイジェリア産業財産庁（Nigerian Industrial Property Office ; NIPO）、連邦競争・消費者保護委員会（Federal Competition and Consumer Protection Commission ; FCCPC）等の機関がエンフォースメントに携わっている。

2. 水際対策 ― 税関

ナイジェリア税関（Nigerian Customs Service ; NCS）

- ・ ウェブサイト：<https://www.customs.gov.ng/>
- ・ 関連法規：商標法（2004 年連邦法 T13 章）（Trademarks Act Cap T13 LFN 2004）⁷、特許・意匠法（2004 年連邦法 P2 章）（Patents and Designs Act Cap P2 LFN 2004）⁸、2022 年著作権法（Copyright Act 2022）、関税物品税管理法（Customs and Excise Management Act ; CEMA）。
- ・ 保護対象となる権利：商標、特許、意匠、著作権
- ・ 独自の商標登録制度：なし。
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。模倣品の疑いがある商品を留置し、押収することができる。
- ・ 通知方法：税関は郵送または e メールを送付して模倣が疑われる商品を通知する。場合によっては権利者に直接電話することもある。権利者が製品の真贋を確認するために 7～14 日の猶予が与えられる。
- ・ 制裁：

⁷ <https://placng.org/lawsofnigeria/laws/TRADE%20MARKS%20ACT.pdf>

⁸ <https://lawsofnigeria.placng.org/laws/P2.pdf>

- 罰金
 - 罰金：違反 1 件につき 100,000 ナイラ（米ドル換算で 65 ドル；日本円換算で 9,632 円）以下。
- 禁錮
 - 商標権侵害：2 年以下の禁錮。
 - 著作権侵害（海賊行為）：5 年以下の禁錮。
- 模倣品の廃棄。

ナイジェリア標準化機構（Standards Organization of Nigeria ; SON）

- ・ ウェブサイト：<https://son.gov.ng/>
- ・ 関連法規：2015 年ナイジェリア標準化機構法（Standards Organization of Nigeria Act, 2015⁹）、商標法（2004 年連邦法第 T13 章）（Trademarks Act Cap T13 LFN 2004）、特許・意匠法（2004 年連邦法第 P2 章）（Patents and Designs Act Cap P2 LFN 2004）、2022 年著作権法
- ・ 保護対象となる権利：商標、特許、意匠、著作権。さらに、ナイジェリア市場において製品規格や品質要件の遵守を義務づける。
- ・ 独自の商標登録制度：なし。
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。市場監視を実施して粗悪品や模倣品を押収・廃棄することができる。
- ・ 通知方法：郵送または e メールを送付して模倣が疑われる商品を通知する。場合によっては権利者に直接電話することもある。権利者が製品の真贋を確認するために 7～14 日の猶予が与えられる。
- ・ 制裁：
 - 罰金：100 万ナイラ（米ドル換算で 650 ドル；日本円換算で 96,320 円）以上。粗悪品や模倣品を販売していた企業に対して科される。
 - 禁錮：5 年以下の禁錮。

3. 市場の強制捜査

ナイジェリア警察部隊（Nigerian Police Force ; NPF）

- ・ ウェブサイト：<https://npf.gov.ng/>
- ・ 関連法規：商標法（2004 年連邦法 T13 章）（Trademarks Act Cap T13 LFN 2004）、特許・意匠法（2004 年連邦法 P2 章）（Patents and Designs Act Cap P2 LFN 2004）、2022

⁹ <https://placng.org/lawsofnigeria/laws/S9.pdf>

年著作権法、ナイジェリア刑法（Nigerian Penal Code）¹⁰および刑事法（Criminal Code）

¹¹（詐欺、偽造、模倣、欺瞞的な取引行為に科される刑罰を規定）

- ・ 保護対象となる権利：商標、特許、意匠、著作権
- ・ 独自の商標登録制度：なし
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。市場の強制捜査および犯罪捜査を実施し、模倣行為に関与した個人を逮捕・起訴する一方で、他の当局と協力して模倣品取締に関わる法を執行している。
- ・ 制裁：制裁の執行は税関と同じ。

4. 司法的手段

ナイジェリアの裁判所（連邦高等裁判所(Federal High Court)）

- ・ ウェブサイト：<https://fhc.gov.ng/home-main/>
- ・ 関連法規：商標法（2004 年連邦法 T13 章）（Trademarks Act Cap T13 LFN 2004）、特許・意匠法（2004 年連邦法 P2 章）（Patents and Designs Act Cap P2 LFN 2004）、2022 年著作権法、ナイジェリア刑法（Nigerian Penal Code）¹²および刑事法（Criminal Code）¹³（詐欺、偽造、模倣、欺瞞的な取引行為に科される刑罰を規定）
- ・ 保護対象となる権利：商標、特許、意匠、著作権
- ・ 制裁：
 - 上述した制裁に加えて、永久的または一時的な営業停止処分が科されることがある；また、将来の侵害を抑止するため、侵害者の費用負担においてメディア上での公告が命じられることがある。

5. その他の手段

ナイジェリア著作権委員会（Nigerian Copyright Commission ; NCC）

- ・ ウェブサイト：<https://www.copyright.gov.ng/>
- ・ 著作権侵害や創作物の模倣品を取り締まるため、調査、訴追、法執行当局との協働を行っている。

商標・特許・意匠登録局（Trademarks, Patents, and Designs Registry）（連邦産業貿易投資省(Federal Ministry of Industry, Trade & Investment)の下位機関）

¹⁰ https://policehumanrightsresources.org/content/uploads/2016/07/Penal-Code-Northern-States_-Federal-Provisions-Act-1960.pdf?x96812=

¹¹ <https://lawsofnigeria.placng.org/laws/C38.pdf>

¹² https://policehumanrightsresources.org/content/uploads/2016/07/Penal-Code-Northern-States_-Federal-Provisions-Act-1960.pdf?x96812=

¹³ <https://lawsofnigeria.placng.org/laws/C38.pdf>

- ・ 商標・特許および意匠を登録・保護するとともに、企業が模倣行為の実行者に対して自らの権利を執行するために必要な法律文書を交付する。

ナイジェリア産業財産庁（Nigerian Industrial Property Office ; NIPO）

- ・ ウェブサイト：<https://www.iponigeria.com/>
- ・ 特許・商標・意匠に関する知的財産権の登録を監督し、法執行当局や税関との調整を行って模倣行為を抑止する。

連邦競争・消費者保護委員会（Federal Competition and Consumer Protection Commission ; FCCPC）

- ・ ウェブサイト：<https://fccpc.gov.ng/>
- ・ 詐欺的な製品や模倣品から消費者を保護し、欺瞞的な取引行為を調査し、消費者の権利と製品の安全性に関して公衆向けの啓発活動を行う。

国家食品医薬品管理局（National Agency for Food and Drug Administration and Control (NAFDAC)

- ・ ウェブサイト：<https://nafdac.gov.ng/>
- ・ 食品、医薬品、化粧品および医療機器の輸入・製造・頒布・販売を規制し、管理することで、模倣品や粗悪品の取締りに取り組んでいる。
- ・ 事前の告発がなくても事業者の強制捜査を行って模倣品の食品・医薬品を押収し、犯人を訴追することができる。
- ・ 模倣医薬品を始めとする危険な模倣品に関して公衆に警告する。

ケニア

1. 関係機関

ケニアには、知的財産エンフォースメントに関与する機関が数多く存在しており、模倣品取締機関（Anti-Counterfeit Authority ; ACA）、ケニア基準局（Kenya Bureau of Standards ; KEBS）、ケニア歳入庁（Kenya Revenue Authority ; KRA）、ケニア産業財産権機関（Kenya Industrial Property Institute ; KIPI）、国家警察（National Police Service ; NPS）、薬物毒物委員会（Pharmacy and Poisons Board ; PPB）、ケニア植物衛生検査局（Kenya Plant Health Inspectorate Service ; KEPHIS）といった各方面の機関がエンフォースメントに携わっている。

2. 水際対策 ― 税関

ケニア歳入庁（Kenya Revenue Authority ; KRA）

- ・ ウェブサイト：<https://www.kra.go.ke/>

- ・ 関連法規：模倣品取締法（2008 年法律第 13 号）（Anti-Counterfeit Act No. 13 of 2008）¹⁴、商標法（第 506 章）（Trademarks Act Cap 506）¹⁵、著作権法（2001 年法律第 12 号）（Copyright Act No. 12 of 2001）¹⁶
- ・ 保護対象となる権利：商標、著作権
- ・ 独自の商標登録制度：なし。KIPI への一般的な商標登録に依拠して活動する。
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。事前の告発がなくても模倣品の留置・押収を行うことができる。
- ・ 権利者への通知：なし。ただし、模倣品について模倣品取締機関に警告を発することができる。
- ・ 制裁：
 - 罰金：
 - 模倣品取締法（2008 年法律第 13 号）に基づく罰金：初犯の場合：200,000 ケニア・シリング（米ドル換算で 1,545 ドル；日本円換算で 229,860 円）または模倣品の市場価額の 3 倍に相当する金額（いずれか高い方の金額）以下の罰金。
 - 累犯の場合：累犯者に対しては罰金の加重が行われ、追加の制裁が科される可能性もある。
 - 商標法（第 506 章）に基づく罰金：登録商標を違法に使用または複製する行為に対しては、500,000 ケニア・シリング（米ドル換算で 3,863 ドル；日本円換算で 574,650 円）以下の罰金が科されることがある。
 - 著作権法（2001 年法律第 12 号）：最初の著作権侵害の場合：800,000 ケニア・シリング（米ドル換算で 6,181 ドル；日本円換算で 919,440 円）以下の罰金または禁錮。累犯者の場合：罰金が加重されるだけでなく、模倣に使用された資材の押収と廃棄が命じられる可能性がある。
- ・ 関税・国境取締局（Customs and Border Control Department）：商品の輸出入を監視・管理し、国境における模倣品の入国を阻止するために活動する。

模倣品取締機関（Anti-Counterfeit Authority ; ACA）

- ・ ウェブサイト：<https://www.aca.go.ke/>
- ・ 関連法規：模倣品取締法（2008 年法律第 13 号）（Anti-Counterfeit Act No. 13 of 2008）¹⁴、商標法（第 506 章）¹⁸
- ・ 保護対象となる権利：商標、著作権
- ・ 独自の商標登録制度：権利者は、ケニア産業財産権機関（KIPI）への商標登録に加えて、自らの商標を ACA に登録することを義務づけられている。「ACA 統合管理システム」

¹⁴ <https://www.aca.go.ke/images/downloads/Anti-Counterfeit-Act-No13-of-2008.pdf>.

¹⁵ https://admin.theiguide.org/Media/Documents/tm_act_cap506.pdf.

¹⁶ <https://new.kenyalaw.org/akn/ke/act/2001/12/eng%402019-01-18>

¹⁷ <https://www.aca.go.ke/images/downloads/Anti-Counterfeit-Act-No13-of-2008.pdf>

¹⁸ https://admin.theiguide.org/Media/Documents/tm_act_cap506.pdf

- (ACA Integrated Management System ; AIMS) ¹⁹を通じて、ACA への登録プロセスを円滑に進めることができる。
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。ACA は、事前の告発がなくても市場の強制捜査と押収を行うことができる。
 - ・ 権利者への通知：模倣品の疑いのある商品が発見された場合、公式書簡または e メールによる通知が権利者に交付される。権利者は通知の日付から 7 日以内に応答を求められる。権利者が期限までに通知に応答しなかった場合、押収された商品が解放される結果になる。
 - ・ 制裁：
 - 200,000 ケニア・シリング（米ドル換算で 1,544 ドル；日本円換算で 230,011 円）または模倣品の市場価額の 3 倍に相当する金額（いずれか高い方の金額）以下の罰金。
 - 累犯：累犯者に対しては罰金の加重が行われ、追加の制裁が科される可能性もある。
 - 商標法（第 506 章）に基づく罰金：500,000 ケニア・シリング（米ドル換算で 3,862 ドル；日本円換算で 575,030 円）以下の罰金。

3. 市場の強制捜査

国家警察（National Police Service ; NPS）

- ・ ウェブサイト：<https://www.nationalpolice.go.ke/>
- ・ 関連法規：商標法（第 506 章）（Trademarks Act Cap 506）²⁰、著作権法（2001 年法律第 12 号）（Copyright Act No. 12 of 2001）²¹
- ・ 保護対象となる権利：商標、著作権
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。捜査を行い、模倣に関係する法律を執行し、模倣品の製造販売に関与した個人の逮捕と訴追を行う。
- ・ 制裁：
 - 模倣行為者の逮捕と訴追。
 - 500,000 ケニア・シリング（米ドル換算で 3,862 ドル；日本円換算で 575,030 円）以下または模倣品の価額の 3 倍に相当する金額以下の罰金。
 - 商標の模倣については 5 年以下の禁錮。
 - 大規模な模倣品事業については 15 年以下の禁錮。
 - 模倣品の押収および廃棄。

ケニア基準局（Kenya Bureau of Standards ; KEBS）

¹⁹ <https://www.aca.go.ke/commencement-of-recordation-of-ipr?utm>

²⁰ https://admin.theiguide.org/Media/Documents/tm_act_cap506.pdf.

²¹ <https://new.kenyalaw.org/akn/ke/act/2001/12/eng%402019-01-18>

- ・ ウェブサイト：<http://www.kebs.org>
- ・ 関連法規：2001 年産業財産法（Industrial Property Act (2001)）²²、商標法（第 506 章）（Trademarks Act Cap 506）²³
- ・ 保護対象となる権利：商標（製品の品質に関わるエンフォースメント）
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。粗悪品または模倣品の押収と廃棄を行う。
- ・ 権利者への通知：ブランド権利者の検証を要請する。権利者による真贋の判定については、特に期限は設けられていない。
- ・ 制裁：
 - 違反事業者の営業停止処分。
 - 製品の品質規格の不遵守については 1,000,000 ケニア・シリング（米ドル換算で 7,724 ドル；日本円換算で 1,150,060 円）以下の罰金。
 - 粗悪品または模倣品の押収と廃棄。
 - 処分の公告および累犯者のブラックリスト登録。
- ・ 品質と安全性を保証するために製品規格を策定・施行するとともに、粗悪品や模倣品の流通を阻止するための調査を実施する。

4. 司法的手段

ケニアの司法機関

- ・ ウェブサイト：<https://judiciary.go.ke>
- ・ 関連法規：模倣品取締法、商標法、著作権法
- ・ 保護対象となる権利：商標、著作権、特許、意匠
- ・ 制裁：
 - 罰金：
 - 1,000,000 ケニア・シリング（米ドル換算で 7,724 ドル；日本円換算で 1,150,060 円）または模倣品の市場価額の 3 倍に相当する金額（いずれか高い方の金額）以下の罰金。
 - 禁錮：
 - 商標の模倣については 5 年以下の禁錮。
 - 著作権侵害については 4 年以下の禁錮。
 - 模倣医薬品の製造販売によって被害を生じさせた場合には無期の禁錮。
 - 大規模な模倣品事業については 15 年以下の禁錮。
 - 模倣品の押収と廃棄：
 - 有罪宣告の後、裁判所は模倣品の押収と廃棄を命じることができる。
 - 資産の没収：

²² <https://www.industrialization.go.ke/sites/default/files/2023-02/Industrial-Property-Act-2001.pdf>

²³ https://admin.theiguide.org/Media/Documents/tm_act_cap506.pdf

- 裁判所は、模倣品事業に使用された資産の没収を命じることができる。

5. その他の手段

ケニア産業財産権機関 (Kenya Industrial Property Institute ; KIPI)

- ・ ウェブサイト：<https://www.kipi.go.ke>
- ・ 特許、意匠および商標の登録と維持を所管し、侵害に対する法的保護を提供する。

薬物毒物委員会 (Pharmacy and Poisons Board ; PPB)

- ・ ウェブサイト：<https://www.pharmacyboardkenya.org/>
- ・ 医薬品の製造販売を規制し、真正品の安全な医薬品のみが市場に提供されることを保証する。

ケニア植物衛生検査局 (Kenya Plant Health Inspectorate Service ; KEPHIS)

- ・ ウェブサイト：<https://www.kephis.org/>
- ・ 農薬や農産物の品質を保証するとともに、模倣品の種苗や農業化学品の流通を防止する。

タンザニア

1. 関係機関

タンザニアにおける知的財産エンフォースメントには様々な機関が関与しており、公正競争委員会 (Fair Competition Commission ; FCC)、タンザニア基準局 (Tanzania Bureau of Standards ; TBS)、タンザニア歳入庁 (Tanzania Revenue Authority ; TRA)、タンザニア食品医薬品局 (Tanzania Food and Drugs Authority ; TFDA)、タンザニア警察部隊 (Tanzania Police Force ; TPF)、営業登録・実施許諾局 (Business Registrations and Licensing Agency ; BRELA) といった機関がエンフォースメントに携わっている。

2. 水際対策 ― 税関

タンザニア歳入庁 (Tanzania Revenue Authority ; TRA)

- ・ ウェブサイト：<https://www.tra.go.tz/>
- ・ 関連法規：2019 年関税（管理および税率）法（Customs (Management and Tariff) Act, 2019）²⁴、商品表示法（第 85 章）（Merchandise Marks Act (Cap 85)）²⁵

²⁴ <https://www.mof.go.tz/uploads/documents/en-1676544975-THE%20CUSTOMS%20%28MANAGEMENT%20AND%20TARIFF%20ACT%2C%20CAP%20403%20R.E%202019.pdf?utm>

²⁵ <https://www.lawlibrary.co.tz/wp-content/uploads/2021/09/Cap-85-MERCHANDISE-MARKS-ACT.pdf?utm>

- ・ 保護対象となる権利：特許、実用新案、意匠、商標、著作権
- ・ 独自の商標登録制度：なし。国としての正式な商標登録制度は存在し、商標登録を管理するのは BRELA である。
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。TRA は検査を実施し、侵害被疑製品を留置・押収することができる。
- ・ 通知方法：詳細な情報は提供されていない。
- ・ 制裁：知的財産侵害に対して TRA が特別な制裁を科すことはないが、模倣品の製造、流通または販売によって発生する税法違反に関して罰則を適用する。模倣品の廃棄に関与することもある。

公正競争委員会（Fair Competition Commission ; FCC）

- ・ ウェブサイト：<https://www.fcc.go.tz/>
- ・ 関連法規：2003 年公正競争法（Relevant laws : Fair Competition Act, 2003）²⁶、商品表示法（第 85 章）（Merchandise Marks Act (Cap 85)）²⁷
- ・ 保護対象となる権利：商標、特許、著作権、意匠、営業秘密
- ・ 独自の商標登録制度：なし
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。模倣品による潜在的な侵害を独自に調査する。
- ・ 通知方法：模倣品の疑いのある商品が発見された場合、公式な書簡を権利者に送達する。権利者が製品の真贋を判定するために 7～30 日の猶予が与えられる。
- ・ 制裁：
 - 罰金：10,000,000 タンザニア・シリング（米ドル換算で 3,773 ドル；日本円換算で 560,512 円）または模倣品の価額の 3 倍以下の罰金。
 - 禁錮：5 年以下。
 - 模倣品の廃棄。

3. 市場の強制捜査

タンザニア警察部隊（Tanzania Police Force ; TPF）

- ・ ウェブサイト：<https://www.policeforce.go.tz/>
- ・ 保護対象となる権利：商標、特許、意匠、著作権、実用新案、営業秘密
- ・ 独自の商標登録制度：法執行機関には独自の登録制度は存在しない。
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。捜査を実施し、模倣品を押収することができる。
- ・ 通知方法：公式通知、調査報告書、公衆への警告を発行することができる。

²⁶ <https://www.parliament.go.tz/polis/uploads/bills/acts/1454071399-ActNo-8-2003.pdf?utm>

²⁷ <https://www.lawlibrary.co.tz/wp-content/uploads/2021/09/Cap-85-MERCHANDISE-MARKS-ACT.pdf?utm>

- ・ 制裁：
 - 罰金：
 - 10,000,000 タンザニア・シリング（米ドル換算で 3,773 ドル；日本円換算で 560,512 円）または模倣品の価額の 3 倍に相当する金額（いずれか高い方の金額）以下の罰金。
 - 累犯者：50,000,000 タンザニア・シリング（米ドル換算で 18,868 ドル；日本円換算で 2,802,560 円）または模倣品の小売価額の 5 倍に相当する金額（いずれか高い方の金額）以上の罰金。
 - 禁錮：
 - 商標の模倣については 5 年以下、著作権侵害については 4 年以下、模倣医薬品については無期の禁錮。
 - 押収および廃棄：
 - 模倣品は没収後に正式に廃棄される。
 - 営業の停止：
 - 違反事業者は営業停止処分に付されることがあり、累犯者はブラックリストに登録される。

4. その他の手段

タンザニア基準局（Tanzania Bureau of Standards ; TBS）

- ・ ウェブサイト：<https://www.tbs.go.tz/>
- ・ 製品規格を策定・施行するとともに調査を実施して模倣品や粗悪品を発見し、市場から排除する。

タンザニア食品医薬品局（Tanzania Food and Drugs Authority ; TFDA）

- ・ ウェブサイト：<https://www.tfda.go.tz/>
- ・ 公衆の健康を保護するために食品、医薬品および化粧品の品質を規制・管理し、模倣品や危険な製品を取り締まる措置をとる。

営業登録・実施許諾局（Business Registrations and Licensing Agency ; BRELA）

- ・ ウェブサイト：<https://www.brela.go.tz/>
- ・ 知的財産権（商標と特許を含む）を登録し、模倣品に対するエンフォースメント措置に法的裏付けを提供する。

南アフリカ

1. 関係機関

南アフリカにおいては、権利者は模倣品や著作権侵害に対抗するために各種のエンフォースメント措置を利用することができ、特定の機関や法的枠組みがエンフォースメントを支援している。関係機関には、南アフリカ警察 (South African Police Service ; SAPS)、南アフリカ歳入庁 (South African Revenue Service ; SARS) 傘下の関税局 (Customs Division)、貿易産業競争省 (Department of Trade, Industry and Competition ; DTIC)、市場アクセス局 (Bureau of Market Access ; BMA) 等が含まれる。

2. 水際対策 ― 税関

南アフリカ歳入庁 (South African Revenue Service ; SARS) ― 関税局 (Customs Division)

- ・ ウェブサイト：<https://www.sars.gov.za>
- ・ 関連法規：関税・物品税法 (1964 年法律第 91 号) (Customs and Excise Act 91 of 1964)²⁸
- ・ 保護対象となる権利：商標、著作権、商品表示法 (Merchandise Marks Act) に基づき保護される標章
- ・ 独自の商標登録制度：税関への登録制度はない。南アフリカには SARS への任意登録制度が存在する。SARS への登録の有効期間は通常 10 年で、更新も可能である。
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。SARS の職員は、模倣品の疑いのある商品が輸入された時点で当該商品を留置することができる。
- ・ 通知方法：公式書簡または e メールにより権利者に通知を交付するか、電話で通報する。公衆に向けて発表や警告を行うこともある。
- ・ 制裁：
 - 1964 年関税・物品税法 (Customs and Excise Act, 1964) 第 113A 条 (Section 113A) に基づく商品の留置。当該商品が 1997 年模倣品取締法 (Counterfeit Goods Act, 1997) に定義された模倣品に該当するか否かを判定するために行われる。
 - 模倣品の押収および廃棄。
 - 罰金：侵害品 1 品目につき 10,000 ランド (米ドル換算で 552 ドル；日本円換算で 82,554 円)。
 - 禁錮：5 年以下。

貿易産業競争省 (Department of Trade, Industry and Competition ; DTIC)

- ・ ウェブサイト：<https://www.thedtic.gov.za>
- ・ 関連法規：商品表示法 (1941 年法律第 17 号) (Merchandise Marks Act 17 of 1941)²⁹

²⁸ <https://www.gov.za/documents/customs-and-excise-act-31-jul-1964-0000>

²⁹ https://www.thedtic.gov.za/wp-content/uploads/merchandise_act.pdf

- ・ 保護対象となる権利：商標、著作権、商品表示法（Merchandise Marks Act）に基づき保護される標章
- ・ 独自の商標登録制度：南アフリカには SARS への任意登録制度が存在する。SARS への登録の有効期間は通常 10 年で、更新も可能である。
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。DTIC 職員は、権利者から正式な告発がなくても模倣品を取り締まることができる。
- ・ 通知方法：公式書簡または e メールにより権利者に通知を交付するか、電話で通報する。公衆に向けて発表や警告を行うこともある。
- ・ 制裁：
 - 侵害品 1 品目につき 5,000 ランド（米ドル換算で 276 ドル；日本円換算で 41,277 円）または商品価額の 3 倍以下の罰金。罰金の上限額は違反事業者の年間売上高の 10%。
 - 5 年以下の禁錮。

3. 市場の強制捜査

南アフリカ警察（South African Police Service ; SAPS）

- ・ ウェブサイト：<https://www.saps.gov.za/>
- ・ 関連法規：商品表示法（1941 年法律第 17 号）（Merchandise Marks Act 17 of 1941）、1964 年関税・物品税法（Customs and Excise Act, 1964）、1997 年模倣品取締法（Counterfeit Goods Act, 1997）³⁰
- ・ 保護対象となる権利：商標、著作権、商品表示法（Merchandise Marks Act）に基づき保護される標章
- ・ 独自の商標登録制度：南アフリカには SARS への任意登録制度が存在する。SARS への登録の有効期間は通常 10 年で、更新も可能である。
- ・ 職権によるエンフォースメント：SAPS 職員は、施設（市場、店舗その他の場所）へ立ち入り、模倣品を捜索する権利を有している。これらの活動は通常は捜査令状の発行後に行われるが、模倣行為の現行犯が疑われる場合には職権に基づいて捜査を行うことができる。
- ・ 通知方法：ブランド権利者の代理人である法律事務所が、依頼人のブランド権利者に通知することになる。
- ・ 制裁：
 - 罰金：
 - 初犯の場合：侵害品 1 品目につき 5,000 ランド（米ドル換算で 276 ドル；日本円換算で 41,277 円）または商品価額の 3 倍（いずれか高い方の金額）以下の罰金。

³⁰ <https://www.gov.za/documents/counterfeit-goods-act>

- 累犯の場合：侵害品 1 品目につき 10,000 ランド（米ドル換算で 552 ドル；日本円換算で 82,554 円）または商品価額の 5 倍（いずれか高い方の金額）以下の罰金。
- 禁錮：
 - 個人による犯行の場合は禁錮 3 年以下。
 - 組織的な犯行の場合は禁錮 5 年以下。

4. 司法的手段

- ・ 管轄裁判所：模倣品に関係する訴訟は南アフリカ高等裁判所が処理する。
- ・ 関連法規：商品表示法（1941 年法律第 17 号）（Merchandise Marks Act 17 of 1941）、著作権法（1978 年法律第 98 号）（Copyright Act 98 of 1978）
- ・ 保護対象となる権利：特許、商標、著作権、意匠、実用新案
- ・ 救済：差止命令、損害賠償、押収命令
- ・ その他の注意点：累犯者に対しては刑罰が加重される（罰金の増額、禁錮期間の延長など）。

5. その他の措置

市場アクセス局（Bureau of Market Access ; BMA）

- ・ ウェブサイト：<https://www.bma.gov.za>
- ・ 国境管理戦略について SARS その他の法執行機関と連携し、模倣品が南アフリカの国境を出入りしないよう対策する。

モロッコ

1. 関係機関

モロッコにおける知的財産エンフォースメントは、多数の機関の連携によって実行されている。関係機関の中には、モロッコ工商業所有権庁（Moroccan Office of Industrial and Commercial Property ; OMPIC）、モロッコ著作権局（Moroccan Copyright Office ; BMDA）、関税消費税管理局（Customs and Excise Administration）、司法警察（Judicial Police ; 仏語名は Police Judiciaire）、国家産業財産・模倣防止委員会（National Committee for Industrial Property and Anti-Counterfeiting ; CONPIAC）などが含まれている。

2. 水際対策 ― 税関

関税消費税管理局（Customs and Excise Administration）

- ・ ウェブサイト：<https://www.douane.gov.ma/web/guest>

- ・ 関連法規：産業財産保護法（1997 年法律第 17 号）（Law No.17-97 on the Protection of Industrial Property）³¹、著作権・著作隣接権法（2000 年法律第 2 号）（Law No. 2-00 on Copyright and Related Rights）³²
- ・ 独自の商標登録制度：正式な税関商標登録制度は存在しない；エンフォースメントは OMPIC への登録を通じて行われる。
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。税関職員は、事前の告発がなくても模倣品を取り締まることができる。
- ・ 通知方法：公式の通知書または e メールによるか直接の架電により通知。公衆の健康/安全に関するリスクが存在する場合には公衆への告知。権利者は、現場での製品検査を依頼されることがある。権利者がこの依頼に応じた場合、被疑製品の真贋を確認するために 10 日間の猶予が与えられる。
- ・ 制裁：
 - 罰金：
 - 特許侵害：50,000～500,000 モロッコ・ディルハム（米ドル換算で 5,178～51,776 ドル；日本円換算で 768,866～7,688,666 円）（累犯の場合は倍額）
 - 意匠侵害：50,000～500,000 モロッコ・ディルハム（米ドル換算で 5,178～51,776 ドル；日本円換算で 768,866～7,688,666 円）（累犯の場合は倍額）
 - 商標の偽造：100,000～1,000,000 モロッコ・ディルハム（米ドル換算で 10,357～103,571 ドル；日本円換算で 1,537,733～15,377,333 円）（不正な模倣については 50,000～500,000 モロッコ・ディルハム）
 - 侵害品の所持/販売：50,000～500,000 モロッコ・ディルハム（米ドル換算で 5,178～51,776 ドル；日本円換算で 768,866～7,688,666 円）
 - 著作権侵害：50,000～500,000 モロッコ・ディルハム（米ドル換算で 5,178～51,776 ドル；日本円換算で 768,866～7,688,666 円）（累犯の場合：60,000～600,000 モロッコ・ディルハム（米ドル換算で 6,214～62,143 ドル；日本円換算で 922,639～9,226,399 円））
 - 禁錮：
 - 2 か月以上 2 年以下。
 - 模倣品の廃棄。

3. 市場の強制捜査

司法警察（Judicial Police；仏語名は Police Judiciaire）

- ・ ウェブサイト：www.dgsn.gov.maRelevant

³¹ <https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/ma/ma066en.html>

³² <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/2985>

- ・ 関連法規：産業財産保護法（1997 年法律第 17 号）（Law No. 17-97 on the Protection of Industrial Property）³³、著作権・著作隣接権法（2000 年法律第 2 号）（Law No. 2-00 on Copyright and Related Right）³⁴
- ・ 独自の商標登録制度：該当しない
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。警察は事前の告発がなくても強制捜査を実施できる。
- ・ 通知方法：公式の報告書および書類。知的財産権者または同人の法律上の代理人に直接連絡する。
- ・ 制裁：
 - 罰金
 - 50,000～1,000,000 ディルハム（米ドル換算で 5,178～103,533 ドル；日本円換算で 768,866～15,377,333 円）の範囲で変動する。
 - 禁錮
 - 2 か月以上 2 年以下。
- ・ 模倣品の押収および廃棄。

4. 司法的措置

- ・ 知的財産侵害を専門に扱う裁判所は存在しない。
- ・ 関連法規：産業財産保護法（1997 年法律第 17 号）（Law No. 17-97 on the Protection of Industrial Property）、著作権・著作隣接権法（2000 年法律第 2 号）（Law No. 2-00 on Copyright and Related Rights）
- ・ 職権によるエンフォースメント：あり。裁判所は、権利者からの告発がなくても訴訟を開始することができる。
- ・ 権利者への通知方法：召喚令状および法的措置の通知書。
- ・ 制裁：
 - 民事上の救済（損害賠償および差止命令）——侵害の性質によって異なる。
 - 刑事上の救済（罰金刑および禁錮刑）——侵害の性質によって異なる。
 - 裁判所命令に基づく模倣品の廃棄——侵害の性質によって異なる。

5. その他の措置

モロッコ工業所有権庁（Moroccan Office of Industrial and Commercial Property ; OMPIC）

- ・ ウェブサイト：<https://www.ompic.ma/en>
- ・ モロッコにおける産業財産権（商標、特許、意匠を含む）の登録と保護を所管する。

³³ <https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/ma/ma066en.html>

³⁴ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/2985>

モロッコ著作権局（Moroccan Copyright Office ; BMDA）

- ・ ウェブサイト：<https://www.bmda.org.ma/>
- ・ 文学的・美術的著作物の保護を監督し、著作権法の執行を保証し、著作権侵害を取り締まる。

国家産業財産・模倣防止委員会（National Committee for Industrial Property and Anti-Counterfeiting ; CONPIAC）

- ・ 模倣品の取締りと産業財産権の保護を目的として、さまざまな当局間の調整に取り組む。

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 104

[著者]

KISCH IP

KISCH 

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2025 年 6 月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、KISCH IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。